



	妊娠から出産・ 子育てまで切れ 目なく支える	②妊産婦家庭訪問事業	5	P 19
		③子育てホームヘルプサービス事業	4	P 20
		④ファミリー学級	3	P 21
		⑤こんにちは赤ちゃん訪問事業	4	P 22
		⑥乳幼児健康診査	4	P 23
		⑦子育て健康広場	3	P 24
		⑧子育てサロン	4	P 25
		2-2 子育てと仕事の 両立支援	①保育施設等の整備	4
	②保育士確保・定着対策		3	P 27
	③認証保育所の認可化移行支援		4	P 28
	④保育コンシェルジュ		5	P 29
	⑤保育施設等への指導検査の実施		—	P 30
	⑥学童保育室の運営		4	P 31
	⑦ワーク・ライフ・バランス推進のための 専門家派遣事業		2	P 32
	⑧ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度		3	P 33
	⑨男性セミナーの実施		3	P 34
	2-3 困難を抱える子 育て家庭への支 援と虐待の防止	①きかせて子育て訪問事業	—	P 35
		②メール配信事業「新米ママパパの子育て ブログ」	3	P 36
		③児童虐待対応	4	P 37
		④児童虐待防止講座の実施	3	P 38
		⑤児童扶養手当	4	P 39
		⑥児童育成手当	4	P 40
		⑦ひとり親家庭等医療費助成	4	P 41
		⑧ひとり親家庭応援メールの配信	3	P 42
		⑨就労のための資格取得支援	4	P 43
	2-4 安心して子育て のできる生活環 境の整備	①ユニバーサルデザイン(バリアフリー)の推進	4	P 44
		②赤ちゃん休憩室	3	P 45
		③公園等遊具の安全対策	3	P 46
④パークイノベーションの取り組みの推進		4	P 47	

## 2 今後の方針

本部会でいただいたご意見等を踏まえ、事業分析表をまとめたうえで、  
区HP等で公表していく。

平成29年度 第1回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

件名	足立区待機児童解消アクション・プランの改定について																		
所管部課	待機児対策室 待機児ゼロ対策担当課																		
内 容	<p>平成29年8月に「足立区待機児童解消アクション・プラン」の改定版を策定したので報告する（報告事項1-1、報告事項1-2参照）。</p> <p>1 改定の方針</p> <p>待機児ゼロを実現するために、都が示している「平成32年度までに就学前児童人口に対する保育サービス利用児童数を50%に対応できるよう整備を推進する」方針と同等の施設整備が必要と想定する。このため以下の方針を定める。</p> <p>(1) <u>保育需要率50%に対応した施設整備</u></p> <p>(2) <u>平成29～31年度で3600人以上の定員拡大</u></p> <p>(3) <u>平成32年4月までに待機児ゼロへ</u></p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="555 1160 1203 1352"> <thead> <tr> <th>28年度整備</th> <th>29年度整備</th> <th>30年度整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・認可保育所 4園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 3園</td> <td>・認可保育所 10園 ・認証保育所 3園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 2園</td> <td>・認可保育所 3園</td> </tr> <tr> <td>計 550人</td> <td>計 877人</td> <td>計 180人</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="730 1406 1034 1482">【28年度アクション・プラン】 合計 1,607人</p> <p data-bbox="778 1536 986 1572">改定後 3,665人</p> <div style="border: 2px dashed black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>2,058人の上乗せで 平成32年4月 待機児ゼロへ!</p> </div> <table border="1" data-bbox="555 1626 1203 1818"> <thead> <tr> <th>29年度整備</th> <th>30年度整備</th> <th>31年度整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・認可保育所 10園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 4園</td> <td>・認可保育所 15園 ・認証保育所 4園</td> <td>・認可保育所 17園 ・認証保育所 4園 ・小規模保育 1施設</td> </tr> <tr> <td>計 1,061人</td> <td>計 1,197人</td> <td>計 1,407人</td> </tr> </tbody> </table> </div>	28年度整備	29年度整備	30年度整備	・認可保育所 4園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 3園	・認可保育所 10園 ・認証保育所 3園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 2園	・認可保育所 3園	計 550人	計 877人	計 180人	29年度整備	30年度整備	31年度整備	・認可保育所 10園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 4園	・認可保育所 15園 ・認証保育所 4園	・認可保育所 17園 ・認証保育所 4園 ・小規模保育 1施設	計 1,061人	計 1,197人	計 1,407人
	28年度整備	29年度整備	30年度整備																
・認可保育所 4園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 3園	・認可保育所 10園 ・認証保育所 3園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 2園	・認可保育所 3園																	
計 550人	計 877人	計 180人																	
29年度整備	30年度整備	31年度整備																	
・認可保育所 10園 ・認証保育所 2園 ・小規模保育 3施設 ・認証→認可 4園	・認可保育所 15園 ・認証保育所 4園	・認可保育所 17園 ・認証保育所 4園 ・小規模保育 1施設																	
計 1,061人	計 1,197人	計 1,407人																	

2 3年間で3,600人以上の定員拡大を目指す施設整備

(1) 公有地の活用推進 【拡充】

ア 保育施設として利用可能な公有地の活用を一層進める。

イ 早期開設を目指し用途変更による既存施設の転用も検討する。

(2) 整備・運営事業者の公募方法の見直し 【拡充】

平成29年度の追加公募から、公募方法を随時受付に変更し、期中開園を認めるなどの見直しを行う。

(3) 妊娠届時の意向調査など新たな需要予測手法の導入

【新規】

早期の保育サービス利用意向把握や、潜在需要の把握を目的とした需要予測の手法を開始し、平成30年2月までに再度、整備計画の見直しを行う。

3 施設整備以外の取り組み

(1) 保育士確保・定着対策

ア 保育士等への経済的支援策の拡充 【拡充】

・ 保育士、看護師に限定していた「住居借上げ支援事業」の対象職種に栄養士を追加（平成29年4月）

・ 「奨学金返済支援事業」の勤務年数の要件を撤廃（平成29年4月）※「住居借上げ支援事業」は平成28年11月撤廃済み。

イ 保育士等の子どもの優先入所 【新規】

・ 区内の保育施設や幼稚園で働く（内定者、育児休業復帰予定者含む）保育士、看護師、幼稚園教諭が子どもを保育施設に預ける際に、調整指数を「1」加算（平成30年4月）

(2) 多様な保育施設の利用促進

ア 保育コンシェルジュの体制強化による出張相談や説明会の充実 【拡充】

イ 家庭的保育・小規模保育の利用促進策

・ 家庭的保育の6事業者で給食提供を開始（平成30年4月）  
【新規】

・ 3歳児以降の預け先確保の仕組みの構築（平成30年4月から一部施設で実施、平成32年4月までに全面实施） 【新規】

(3) 保育事業者と連携した受け入れ拡大の取り組み

ア 空きスペースを活用した定期利用保育の実施 【新規】

新設の認可保育所の空きスペース等を活用し、臨時的に低年齢児を受け入れる「定期利用保育事業」を実施する保育事業者を支援する（平成30年4月）。

【定期利用保育事業の概要】

対象者	保護者の就労等により保育の必要性が認められる児童
定員	実施する各園につき5人から10人程度(0歳～2歳児)
利用可能期間	最大で1年間(年度ごとに実施)
利用方法	保育所と利用者の直接契約
利用料金	38,000円/月(1日11時間・月20日間利用の場合)
翌年度の利用	不可。入所申し込みの際に調整指数を「2」加算

イ 企業主導型保育事業の設置促進 【拡充】

- ・ 区内企業に対して、従業員確保のメリットや、区内の整備事例などを示し広く制度周知を行う。
- ・ 設置を検討している企業や保育事業者に対して、地域の保育需要等の情報提供などの支援を行う。

4 今後の方針

施設整備計画の確実な実施、保育施設の利用促進や保育士確保等を図り、平成32年4月に待機児童を解消するとともに、平成32年度以降も待機児童ゼロを維持していく。

平成29年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

件名	家庭的保育事業・小規模保育事業の卒園児の対応について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設入園課
内容	<p>子ども・子育て支援制度では、平成31年度末までに地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業等)卒園児の3歳児以降の預け先を確保することが義務付けられている。足立区の保育を取り巻く状況をふまえ、国が認める方法を組み合わせて、以下のとおり対応していく。</p> <p>1 卒園後の預け先の確保方法</p> <p>待機児童が発生している状況と、地域型保育施設数が多く、すべての施設で連携を設定することが困難な足立区の現状において、当面の間は、連携施設に関するガイドラインを策定のうえ、入所定員をコントロールしていく必要がある。</p> <p>(1) 試行的施設連携による確保</p> <p>地域型保育施設と認可保育所等との連携については、保育の継続性と安定した連携維持の観点から同一法人(グループ内法人を含む)であること、通常募集の園選択を狭めぬよう連携定員以外にも通常の募集定員枠を一定数設けることを条件に、一部施設で施設連携を試行的に実施する。</p> <p>(2) 先行利用調整による確保</p> <p>11月初旬に行う翌年4月の募集定員数公開前に、地域型保育施設の卒園予定児を対象とした先行利用調整を行う。利用調整の際には、地域型保育卒園児数分の定員を確保するが、通常募集定員枠も一定数残すよう配慮する。</p> <p>希望園の重複等で先行利用調整の結果入所できない場合は、通常の4月入所申込で再度利用調整を行う。その場合、これまでどおり実施指数への卒園加算を行う。</p> <p>2 実施時期</p> <p>(1) 試行的施設連携による確保 平成30年4月入所から実施</p> <p>(2) 先行利用調整による確保 平成31年4月入所から実施</p> <p>3 幼稚園との連携</p> <p>卒園後に幼稚園を選択する児童が一定数いることから、幼稚園預かり保育の情報提供等もあわせて検討を進めていく。</p>

平成29年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会

「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

<p>件名</p>	<p>足立区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しに伴うニーズ調査の実施について</p>								
<p>所管部課</p>	<p>子ども家庭部 子ども政策課</p>								
<p>内容</p>	<p>足立区子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項（教育・保育等の量の見込みと確保方策）については、今年度が中間の見直し年度にあたる。</p> <p>見直しにあたっては、平成25年度に実施したニーズ調査を再度実施し、潜在需要を含めた教育・保育等の量の見込みを算出する。</p> <p>また、当該調査結果は、待機児童解消アクション・プランにおける潜在需要を含めた整備目標（上限）の算定にも活用する。</p> <p>1 調査概要</p> <p>(1) 調査対象</p> <p>①就学前児童：6,750人（年齢ごとに約20%を抽出）</p> <p>②就学後児童：3,200人（年齢ごとに約10%を抽出）</p> <p>(2) 抽出方法</p> <p>住民基本台帳から無作為抽出</p> <p>(3) 調査方法</p> <p>郵送配布・郵送回収</p> <p>2 スケジュール（予定）</p> <table border="1" data-bbox="443 1350 1449 1552"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月中旬～11月上旬</td> <td>ニーズ調査の実施</td> </tr> <tr> <td>11月上旬～11月下旬</td> <td>調査結果の集計</td> </tr> <tr> <td>12月上旬～平成30年1月中旬</td> <td>報告書の作成</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	平成29年10月中旬～11月上旬	ニーズ調査の実施	11月上旬～11月下旬	調査結果の集計	12月上旬～平成30年1月中旬	報告書の作成
日程	内容								
平成29年10月中旬～11月上旬	ニーズ調査の実施								
11月上旬～11月下旬	調査結果の集計								
12月上旬～平成30年1月中旬	報告書の作成								

平成29年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

件名	平成30年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について																			
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課																			
内容	<p>認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、小規模保育の利用申込の受付について、以下のとおり実施する。</p>																			
	<p>1 利用申込受付期間及び受付場所 (1) 受付期間 平成29年11月17日（金）～12月1日（金） ※11月23日（木・祝）を除く (2) 受付場所</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受付場所</th> <th colspan="3">○…受付可 ×…受付不可</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>11月18日(土) 11月25日(土)</th> <th>11月19日(日) 11月26日(日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（水）、30日（木）、 12月1日（金）は中央館1階アトリウム</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>区立・私立認可保育所、 区立認定こども園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	受付場所	○…受付可 ×…受付不可			平日	11月18日(土) 11月25日(土)	11月19日(日) 11月26日(日)	区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（水）、30日（木）、 12月1日（金）は中央館1階アトリウム	○	×	○	足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×	区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×
	受付場所		○…受付可 ×…受付不可																	
		平日	11月18日(土) 11月25日(土)	11月19日(日) 11月26日(日)																
区役所特設会場（中央館2階区政情報課前） ※11月29日（水）、30日（木）、 12月1日（金）は中央館1階アトリウム	○	×	○																	
足立福祉事務所福祉課 （千住・東部・西部・北部）	○	×	×																	
区立・私立認可保育所、 区立認定こども園	○	○	×																	
<p>※受付時間は、午前9時から午後4時まで (3) 利用申込案内の配布場所 ア 子ども施設入園課（区役所中央館3階） イ 足立福祉事務所福祉課（千住・東部・西部・北部） ウ 区立・私立認可保育所、区立認定こども園 ※10月26日（木）から利用申込案内を配布 アイは開庁日の午前8時30分から午後5時15分 ウは施設の開園時刻から閉園時刻まで</p>																				
<p>2 利用申込対象施設 (1) 区立・私立認可保育所 (2) 区立・私立認定こども園（長時間利用） (3) 地域型保育（家庭的保育・小規模保育）  3 スケジュール 平成29年10月26日（木） 保育施設利用申込案内の配布開始</p>																				



11月上旬	施設・年齢毎の募集人数公開
11月17日(金)	利用申込受付開始
12月1日(金)	利用申込受付締切
12月～	利用調整
平成30年2月上旬	利用調整結果の通知・連絡

#### 4 保育コンシェルジュによる相談受付

平成30年4月利用申込に向け、個々のニーズや状況に適した保育施設の案内や情報提供など、きめ細やかな相談を実施していく。

- (1) 区役所窓口での相談（10月2日から12月1日は特設会場を設置）
- (2) 子育てサロン、足立福祉事務所福祉課（千住、東部、西部、北部）、子育て関連イベント等での出張相談

#### 5 平成30年4月入所における主な改正点

##### (1) 足立区保育施設等の利用調整実施要綱別表の一部改正

足立区保育施設等の利用調整実施要綱の別表（第3条関係）足立区保育の実施基準表、及び調整指数表の一部について、以下のとおり改正する。

なお、実施は平成30年4月利用調整分から適用とする。

##### ア 足立区保育の実施基準表の一部改正

###### 《 改正内容 》

「番号5」介護・看護の項目について、別紙のとおり変更する。

###### 《 改正理由 》

「番号5」は、保育の必要性の事由が親族の介護・看護によるものである。

現在は、自宅内での介護・看護の場合、要介護度で指数を決定しているが、自宅内・外を問わず実際に介護・看護に要した時間で指数を決定することで、より保育の必要な状況が把握できるため。

【別紙1参照】

##### イ 調整指数表の一部改正

###### 《 改正内容 》

区内の保育施設（認可保育施設、認定こども園、認証保育所等）、または幼稚園に勤務する（育児休業復職予定・内定含む）保育士、看護師、幼稚園教諭の有資格者へ調整指数により加点する（1点）。

###### 《 改正理由 》

区内の教育・保育施設に勤務する保育士等が子どもを預けやすい環境を整えることにより、区内施設での保育士等を確保し、待機児童の解消につなげていくため。

平成29年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

件名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の開催について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設入園課
内容	<p>国が進める幼児教育の段階的無償化をふまえ、以下のおとり審議会を開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的 低所得者層への教育・保育施設利用者負担の無償化の検討を行うため</li> <li>2 審議会名 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会 ※平成16年4月1日、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例により設置</li> <li>3 審議会委員 学識経験者、区議会議員、区内関係団体の代表、公募による区民、区職員などから20名以内の委員をもって構成</li> <li>4 審議スケジュール（予定） 平成29年8月下旬 委員選出、区民委員公募選考（9月中旬まで） 9月下旬 教育委員会定例会で審議会への諮問内容と委員の決定 10月中旬 審議会開催、審議会へ諮問 平成30年1月 審議会から答申</li> <li>5 利用者負担の段階的無償化の経緯 (1)平成27年4月、子ども・子育て支援法スタート (2)平成28年4月、年収約360万円未満相当の世帯について、多子やひとり親など一定の条件で半額・無償化を実施。幼稚園利用者負担についても、補助金の増額で同様に実施。 (3)平成29年4月、区民税非課税世帯の第2子無償化及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯における利用者負担上限額の設定を実施。幼稚園利用者負担についても、補助金の増額で同様に実施。</li> </ol>

平成29年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会  
「子ども支援専門部会」

平成29年10月25日

件名	平成30年4月入室に向けた学童保育室入室申請の受付について												
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課												
内容	<p>1 入室申請一斉受付期間及び受付場所・時間</p> <p>(1) 受付期間 平成29年11月13日(月)～12月1日(金) ※上記期間後も随時受付をするが、期間内受付者の後の審査となる。</p> <p>(2) 受付場所・時間</p> <table border="1" data-bbox="488 775 1369 1167"> <thead> <tr> <th>受付場所</th> <th>月～金曜日</th> <th>土曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区役所 (住区推進課)</td> <td>8時30分～ 17時15分</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>学童保育室(※)</td> <td>13時30分～ 18時</td> <td>13時30分～ 18時</td> </tr> <tr> <td>区役所特設会場 (中央館1階 アトリウム)</td> <td colspan="2">11月26日(日) 9時～16時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※学童保育室は、第1希望の学童保育室に提出する。</p> <p>(3) 入室申請案内の配布場所</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住区推進課学童保育係(区役所南館3階)</li> <li>② 各学童保育室</li> <li>③ 区ホームページからダウンロード</li> </ol> <p>※平成29年11月1日(水)から入室申請案内を配布する。</p> <p>2 スケジュール</p> <p>平成29年11月 1日(水) 学童保育室入室申請案内の配布開始 11月13日(月) 入室申請一斉受付開始 12月 1日(金) 入室申請一斉受付締切 平成30年 2月16日(金) 入室承認(不承認)通知発送</p> <p>3 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ホームページ、あだち広報10月25日号に案内記事を掲載する。</li> <li>・小学校、保育園、幼稚園、子育てサロン、こども支援センターげんき、障がい福祉センター、区民事務所、住区センターに案内ポスターを掲示する。</li> </ul>	受付場所	月～金曜日	土曜日	区役所 (住区推進課)	8時30分～ 17時15分	/	学童保育室(※)	13時30分～ 18時	13時30分～ 18時	区役所特設会場 (中央館1階 アトリウム)	11月26日(日) 9時～16時	
	受付場所	月～金曜日	土曜日										
区役所 (住区推進課)	8時30分～ 17時15分	/											
学童保育室(※)	13時30分～ 18時	13時30分～ 18時											
区役所特設会場 (中央館1階 アトリウム)	11月26日(日) 9時～16時												

